

## 第2次福山市上下水道事業経営審議会（第2回）議事録

- 1 日 時 2018年（平成30年）7月23日（月）  
9時30分から12時5分まで
- 2 場 所 中津原浄水場 水質管理センター2階会議室
- 3 出席委員 10人（委員総数 10人）  
小川 智弘  
小田 直子  
客本 牧子  
日下 真吾  
河野 太道  
武井 晶代  
堤 行彦  
角田 千鶴  
橋本 哲之  
平田 宏二  
（※名前は五十音順）
- 4 傍 聴 人 3人
- 5 次 第
  - (1) 開会
  - (2) 報告事項
    - ① 平成30年7月豪雨の被害状況等について
    - ② 広島県における水道事業の広域連携について
  - (3) 議事
    - ① 用途別から口径別への移行について
    - ② 基本料金と従量料金の割合について
    - ③ 段階別従量料金の累進度について
    - ④ 資産維持費について
  - (4) 閉会
- 6 議事録
  - (1) 報告事項
    - ① 平成30年7月豪雨の被害状況等について  
上下水道総務課長が、福山市の水道管の破損や断水状況などを報告した。  
また、県用水の本郷取水場が被害を受けたことから、広範囲にわたって断水した三原市や尾道市等の状況、福山市からの応援派遣などについて報告した。  
その後、次の内容の質疑が行われた。

委員 福山市では、八田原ダムや三川ダムがあるが、ダムの放流について住民に対してどのような周知を行っているのか。

事務局 住民への周知については、芦田川の水位が高くなったことや、芦田川近辺の所が、冠水をしていたという状況があり、メール発信サービス等で避難所へ避難するよう周知を行っている。ダムの放流にあたっての周知は、基本的には国土交通省が行うが、そこまで危機的な状況ではなかったという認識であったことから、国交省は福山市とはやり取りをしたが、直接住民への周知は行っていない。

② 広島県における水道事業の広域連携について

財務経営課長が、現在、広島県が進めている水道事業の広域連携の具体化について、次のとおり概要を報告した。

- ・2018年（平成30年）4月、市町と県で構成する「広島県水道広域連携協議会」を設置した。今後2年程度で施設や管理の最適化などの広域連携の具体的な取組について検討・協議を行い、「広島県水道広域連携計画（仮称）」を策定する予定。

(2) 用途別から口径別への移行について

会長 今日の審議は、前回の説明の復習と論点を4つ絞らせていただいて、この論点について説明した後、御意見、御審議をいただきたいと思っている。一つずつ進めていきたい。

事務局から企業経営の基本原則、料金・使用料の決定原則及び料金設定等に係る国等の動向を説明した後、用途別から口径別への移行について資料に基づいて説明した。

その後、次の内容の質疑が行われた。

会長 1点目の論点である水道料金体系ということで、用途別・口径別についての説明と今後の考え方について説明していただいた。

委員 他都市の状況の中に、水道料金体系に用途別・口径別があるが、中核市48市のうち、福山市は用途別となっている。

現状は、そうであると思うが、口径別料金体系になっている40市も以前は用途別であったとか、もともと口径別であったとか、その経緯がわかれば御説明いただきたい。また、同じように県内の14市のうちの用途別が9市と口径別が4市、その他が1市であるが、同様に、その経緯が分かれば、教えていただきたい。

事務局 過去は、ほとんどが用途別であった。口径別の事業体は少ないという状況であった。流れとすれば、負担の公平性を確保するというところで、他の事業体も口径別に移行しているという状況がある。

県内市は口径別が少ないというのは、なかなか料金改定に着手できないということも一つの要因ではないかと思っている。

会長 今説明があったが、昔は用途別からスタートしたところが多かったと思う。先ほど、用途別料金体系の考え方の説明があったが、地方公

営企業法に規定されている公共の福祉の増進ということから、用途別料金体系が多かったのだと思う。

また、小規模の事業体より大規模の事業体の方が用途別から口径別へ移行している率が高いということである。

委員 用途別と口径別があるが、基本料金のことなのか。今の基本料金720円のところが、口径別になるとそこが口径に応じた設定になるという理解でよいのか。

事務局 そのとおり。

会長 言われるように、基本料金の部分が用途別か口径別かということである。

委員 口径別になると、例えば一戸建てであると、13mmや20mmのメーターになると思うが、分譲マンションだと大きい口径になるので、基本料金が上がってしまうということか。

事務局 それについては、詳細は今後どうするかというのがあるが、一般的にはマンションの入居者が、今100戸あって口径が100mm或いは300mmであるとする、基本的には親メーターに対して基本料金が決まってくるので、基本料金は高くなっていく。

会長 ほとんどのメーターは25mm、40mmまでなので、それをベースに口径別を考えるという議論をしていただくということではよろしいか。

事務局 本当は、こと細かい議論をするのがよいと思うが、今回の審議会については、あり方や方向性について議論いただいて、それに基づいて我々としては、市民負担に大きく影響しないような料金見直しを考えていかなければならないと思っている。

一定程度の負担増というのはお願いしないといけない部分もあるかもしれないが、口径別にしたことによって5倍も6倍も料金が上がってしまうというようなことは考えていない。

委員 正直なところ、用途別か口径別かはっきりよくわからないが、感覚的には公平性の観点から言えば口径別の方がよいと思う。

口径別は、なぜ客観性が保てるのか、そののところはどう考えるのか。

事務局 先程、会長から4つの論点は、個々ではなく、皆つながりがあると言われた。何が問題かということ、水道も下水も固定費と需要家費が大半を占めている。どこの事業体でも同じである。本来これは基本料金で賄うべきものであるが、これが出来ていない。91%を基本料金としないといけないものを、22%しか基本料金で賄っていない。

安定経営をするために、基本料金を増やすべきであるが、この基本料金は用途別であれば、我々一般家庭で負担するのも、たくさん水を使う大企業も基本料金が一緒である。市内で20万戸使用されているが、20万戸全て一緒であるということは、公平性は確保できていないということである。

委員 91%の固定費を基本料金で賄うということそのものがおかしい

のではないか。完全にありえない話ではないか。基本料金というのはいろいろな見方があると思う。

事務局 おかしいという意見もあると思うが、我々も91%を全て基本料金で回収しようとは思っていない。これを一定程度上げないと、今は水需要が減少しているので、従量料金で賄っていこうとしたら、収入がどんどん減少するので難しくなってくる。固定費すら回収できなくなってしまうということになる。

委員 基本料金には、固定費である人件費とかも入っていると思う。91%にいくらかでも近づけていこうとしても、基本料金そのものを高めていくにも限界がある。

会長 これからの水道事業を経営していくときに、基本料金を上げるということは、具体的な数字がないのでわかりにくいと思うが、口径別にしたときに、口径が大きいほど値段が上がっていく形の設定が考えられる。

基本料金という部分を比率として上げていかないと、水道のこれからの経営を安定した形で行っていくのは難しいというのが出てくると思う。

委員 口径別にしても用途別にしても基本料金を上げるというのは、どちらの方法でも上げられる。そうであったら何故口径別にしていくのか。

単純に言って、蛇口が大きかったらその分、利便性、効率性がある。だからこれに賦課を掛けるというのであったら市民は納得する。

事務局 単純に言えば給水管の口径を大きくしているということは、本管の口径もそれだけの水が送られる状態でなければいけない。

当然、固定費も増えてくる。そういうところも考えて、たくさん使っているところについては、しっかりと水が使える状態になっているから、基本料金の部分は格差をつけるというのが考え方であって、他都市がしているから福山市もするという考えは全く持っていない。やはり負担の公平性の確保の観点から考えている。

会長 口径別にしても、口径が大きいほど値段は上がってくるという設定の議論になってくると思う。

事務局 ここをどのようにするかというのは、一步踏み込んだところであるので、今後、その方向性を出示していただいたときには、固定費をどれだけ基本料金として配賦するのかというのは、次の段階で我々も委員の皆さんの意見も踏まえて、しっかり検討する。

会長 完全に固定費を基本料金で賄うのは無理なので、基本料金の部分を比率として上げていくということになると思う。

委員 今日の資料の流れから言うと、口径別へという流れになっているという前提で確認したい。

95%が20mm以下の口径で25mm以上の口径を使っているところは、恐らく企業や事業者で、ここは単純に口径別へ移行した場合には、口径が大きいので、基本料金は上がる。それを従量料金でバランスを

取る。それは今後検討するという事でいいのか。

事務局 そのような形で議論を進めていただきたいと思います。

委員 単純に言えば口径が大きくなれば基本料金が上がるということか。

事務局 そのように思っただけであればよい。

大きい口径のところは、戸数は少ないけれど、使用水量はたくさんある、というようなイメージを持っただけであればと思う。

委員 皆さんに参考までに今の状況をお話ししたい。水道ではなく電力の方が、地元ではほとんどが中国電力であると思うが、今電力が自由化されて関西の方の電力会社が福山市内の企業へ営業攻勢をかけている。

関西の方は原発が使えることから、格安な料金が設定できるため、心が動くぐらいの価格を提示される。商工会議所も見積もりを出させたら250万円も違った。

企業としては固定費に非常にナーバスになるので、水道についてもいろいろ説明いただいたが、料金については慎重に議論していかないといけないということと、説明責任が重要になるということも思った。

会長 住民に対する説明責任というのは、当然これから出てくると思う。

委員 料金改定となるとすぐ値上げとなるということになり、議論が進まなくなると思うが、その中で下がることもあるというようなこともあるが、利益が出た場合、市民に還元できるような制度があれば受け入れやすいのかなと思う。

事務局 未来永劫この事業は続けていかないといけないので、仮に利益が出たとしてもしっかりと内部留保資金を積んで、一度に市民負担を増やさず、しっかりと施設投資をして、より安心・安全を担保することがサービスの提供につながると思っている。

【休憩】 11:00～11:10

(3) 基本料金と従量料金の割合について

(4) 段階別従量料金の累進度について

事務局から基本料金と従量料金の割合及び段階別従量料金の累進度について、資料に基づいて説明した。

その後、次の内容の質疑が行われた。

委員 基本料金と従量料金の関係だが、基本的には、基本料金の割合は上げるべきだという認識である。

段階別従量料金については、逡増型になっている。逡増型になっているという背景は、水が枯渇している、水そのものが少ないということで、逡増にして節水を皆さんにお願いするというものである。

ところが今の状況は、水は結構ある。水道事業は福祉の論理と市場

の論理があつてしかるべきだと思う。経営の安定が必要であり、逓増型にすれば、企業が逃げてしまう。市場の原則からすると逓増型はよろしくないと思う。現在の料金体系である逓増型従量料金制では、使用水量の減少以上に水道料金収入が減少することから、最高単価と最低単価の格差の緩和などを検討するべきである。

会 長 逓増制については、以前の状況とは変わっているので、少し傾斜配分を見直していく方がいいのではないかという御意見であつた。

委 員 水道法の一部改正案について継続審議になつたが・・・  
事務局 審議会でも情報提供したが、水道法の一部改正案として今回国会へ提出されていた。大阪の地震があつて、加速度的に進んでいったが、継続審議になっている。

委 員 民間が水道事業に参入できるようになつた場合に、民間は、大口の大きい口径のところを取りに行くので、用途別より口径別の方が水道の安定性を考えるとリスクがあるのではないかと思つたがどうか。

事務局 水道事業経営は、市町村が行うのが原則となっているが、水道法改正によって何ができるのかというと、水道の運営する権利を一部民間へ売却できる。そのかわり業者からお金をもらう。

水道ではコンセッションを導入していないが、下水道は浜松市が導入されている。

民間活力を活用することによって総括原価的には安くなるので、法人税などが乗つたとしても住民の負担はそんなに増えないということになっている。

会 長 コンセッションは、完全民営化とは違うので、運営権を委託するようなもので、資産とか、そういうものについては、市に残る。

累進度の議論というのは、口径別のところと重なっている。累進度については、大口需要者のところに配慮しながら、その部分を一般の使用者に乗せて、上を下げながら下を上げて傾斜を緩やかにすることになる。

委 員 累進度の関係の中で、地下水への転換というのがある。地下水への転換をするとき、規制とかはないのか。大企業が節水をするというのは、ある程度皆さんは納得されると思うが、地下水へ転換すると地盤沈下などの影響が出てくると思う。

地下水への転換については、なかなか納得ができない。地下水への転換について、何か規制とか制限があるのか、ないのか。ないならそれはそれで何か考えていかないといけないという気がする。

会 長 地下水の使用については、基本的には無制限で取ってきているというのが現状である。最近、それに規制をかける法案が出ていたと思う。

事務局 海外の企業が、過剰に地下水を採取するとか、森林伐採とかいうことで、地下水とか水を保全するというようなものがあつたと思う。

各県で条例化している所もあるのではないかと思う。地下水を取られ過ぎると当然地盤沈下等が起こるので、地下水を保全するとともに

地盤沈下等を防止するため、多くの自治体が条例や要綱等で規制を掛けている。

委員 実際地下水を使い過ぎて問題になった所が市内の中であった。

会長 最近、地下水を使い過ぎて地盤沈下の問題が起きているというのは、結構少なくなっていて、水の再利用とかが結構進んでいる。

基本は、水道料金の値段と地下水をくみ上げてそれなりの処理をして使うときの費用を比較検討して、どちらを使おうかということになる。

これから検討されると思うが、企業が逃げていかないような緩やかな価格設定をしていくという議論をしていくようになると思う。どこまで下げるかというバランスの問題になるが、企業側は当然安い方を取るの、そこは今後の見直しの中で検討していくことになると思う。

委員 先程から総括原価の話が出ているが、水道料金算定の基本は、総括原価しかないのか。

事務局 基本的には、総括原価方式を採用している。

この事業は独立採算の原則というのがあって、その事業に掛かった経費というのは、その事業の収入をもって充てるようになる。

料金の設定に当たっては、公正妥当かつ能率的な経営の下における原価というように示されていて、経営努力をして総括原価を下げっていくという取組があって初めて料金設定ができると思っている。

委員 口径別というのは私からすると分かりにくく、家庭用では13mm、20mmというのがあるようだが、13mmは20mmに比べて使用水量は少ないのか。

事務局 そこは調べないといけないが、13mmでも水はしっかり出るので、ずっと使われる人は当然たくさん使われる。

委員 たくさん使っている13mmの人もあるし、20mmでもあまり使われない人もいる。口径別の基本料金にするときに、一般家庭の人への説明が非常に難しいのではないかと思う。

13mmは古い建築のものが多いのか。

事務局 昔から13mmが多いと思うが、口径を決めるのは蛇口の数で、蛇口が7つまでであれば13mmでもよい。10個の蛇口が付いていれば20mmにしていただくというように決めている。そこで口径が決まってくるという状況である。

委員 その時に、口径別料金にした場合に、料金に差があることをどう説明して、どう納得がいくか。用途別であれば自分が使用したから払わないといけないなという自分なりの公平性は分かるが、口径別にした場合、こうだから公平性があると言えりと言えりような制度にしていかないといけないと思った。

会長 今日は、色んな意見を出していただくということにしていますので、次回もこの議論は、出していただくように思っている。

資産維持費については、次回に議論いただきたいと思う。

委員 水道を1市町で経営していくのはなかなか難しいということで、広域で進めていくというような中で、県が進めている水道事業の広域連携に対する福山市のスタンスというのはどうなのか。

飲み込まれていくのか。いくらここで料金のことを議論しても、その辺がものすごく気になる。国民健康保険税などもそういう流れになったのか。その辺の福山市の考え方はどうなのか。

事務局 我々中核市レベルで、それなりに人口47万人いるので、やっていこうと思ったら何年かはできるが、将来的には難しくなるので、基本的には規模の経済が発揮できる広域連携というものを目指していかなければならないというのが福山市としての考え方である。

ただし、県が広域連携の案として掲げているのは、県内の水道事業を一本にする、料金を一本にする、ということを目的として検討するというようにしているので、そのスタンスはどうかというように思っている。

スタンスとしては広域連携はやるべきだと考えている。やり方については、今後、県・各市町含めて議論していくというスタンスである。

そうは言っても、方向性が出ていないので、料金は直面した課題と受け止めているので、早急にこの審議会の中で御議論いただいて、その方向性を実践していきたいと思っている。

広域連携は、そんなにすぐ結論が出て移行できるものではないと思っている。例えば香川県は県内の水道を一本にしているが、9年ぐらいかかっている。そこを考えると広域連携の方向性が出て数年ちょっと掛かるのではないかと思っている。

会長 時間も経過しているので、これで第2回の審議会を終了していきたいと思う。議論は継続ということで、第3回目もこの4つの論点で引き続き進めていきたいと思っている。次回は10月で、皆さんの御都合を伺いながら開催していきたいと思っているのでよろしくお願いする。

終了 12:05